

第77期

定時株主総会招集ご通知

日 時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

場 所

東京都品川区西五反田2丁目14番9号
当社東京本社 3階ホール

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬決定の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

目 次

第77期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	35
監査報告書	44
株主総会参考書類	50

(証券コード8118)

2024年6月6日

株 主 各 位

京都市下京区東塩小路高倉町2番の1

株式会社 **キング**

代表取締役社長 長 島 希 吉

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.king-group.co.jp/ir/agm.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都品川区西五反田2丁目14番9号 当社東京本社 3階ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第77期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - 第77期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を掲載した書面をお送りいたします。
- ◎株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後6時00分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後6時00分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

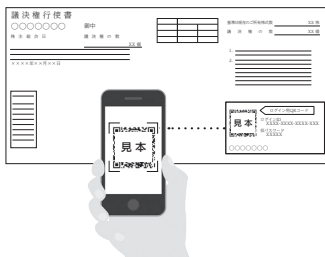
※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

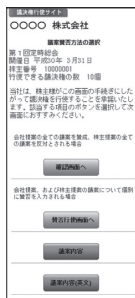
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

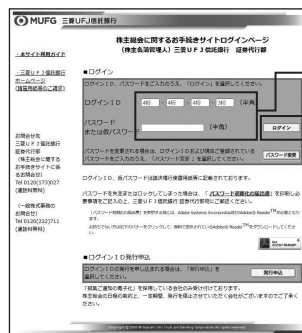
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調が見られる一方、不安定な国際情勢を背景とした原材料価格の高騰、円安基調の長期化による物価上昇の影響等により、個人消費は停滞しており、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当アパレル・ファッション業界におきましても、外出機会の増加によって人流が回復し、市場環境の改善が見られましたものの、コロナ禍以前の消費水準には届かず、生活防衛意識の高まりから衣料品に対する節約志向が継続しており、引き続き、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様にご納得いただける「強いものづくり」を変わらぬ基軸とし、「上等・上質＝プレミアム」に強くこだわった付加価値の高い商品力の徹底追求と高品質・高感度な商品づくりに注力すると共に、新ブランドの展開や収益性を重視した諸施策の実施、SNSやWebサイト、LINE等を活用したお客様とのコミュニケーション強化に注力してまいりました。加えて、店頭運営力の更なる向上を図ると共に、固定費を中心とした諸経費の削減や生産管理機能の強化にも努めてまいりました。

その結果、売上高は85億48百万円（前期比1.5%増加）、営業利益は9億93百万円（前期比7.5%減少）、経常利益は10億60百万円（前期比6.1%減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は5億33百万円（前期比29.4%減少）となりました。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

アパレル事業

「上等・上質＝プレミアム」に強くこだわった付加価値の高い商品力の徹底追求と高品質・高感度な商品づくりに注力し、新ブランドの展開や収益性を重視した諸施策の実施、SNSやWebサイト、LINE等を活用したお客様とのコミュニケーション強化に取り組んでまいりました。

その結果、売上高は68億19百万円（前期比0.0%増加）となりましたが、新規事業の業績が想定以上に苦戦を強いられたこともあり、営業利益は1億99百万円（前期比48.9%減少）となりました。

テキスタイル事業

自己完結型ビジネススタイルの更なる進化を目指して次世代人材を育成しつつ、既存主力先の深耕化と次期主力先の開発強化および諸経費の削減に取り組むと共に、引き続き「意匠力・提案力・対応力」をベースに企画提案型テキスタイルコンバーターとしての競争力の強化に努めてまいりました。

その結果、売上高は7億62百万円（前期比5.2%増加）、営業利益は58百万円（前期比10.8%増加）となりました。

エステート事業

東京・京都・大阪の各不動産の賃貸事業につきましては、引き続き所有資産の更なる有効活用に努めました結果、売上高は9億67百万円（前期比10.1%増加）、営業利益は7億43百万円（前期比16.5%増加）となりました。

（企業集団の事業セグメント別売上高）

区 分	第 76 期 2022年4月～2023年3月		第 77 期 (当連結会計年度) 2023年4月～2024年3月		前期比増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
ア パ レ ル	6,818百万円	81.0%	6,819百万円	79.8%	0.0%
テ キ ス タ イ ル	724	8.6	762	8.9	5.2
エ ス テ ー ト	878	10.4	967	11.3	10.1
合 計	8,422	100.0	8,548	100.0	1.5

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は2億95百万円で、主に店頭内装設備の取得によるものであります。

なお、営業活動に重大な影響を与えるような固定資産の売却・撤去等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内景気は緩やかな回復傾向の継続が期待されますものの、依然として個人消費は弱含みであり、世界経済動向の不確実さと相俟って物価の高騰等を背景とした消費マインドの低迷といった景気下振れ懸念も多く、当面は不透明感が強いなかで厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様にご納得いただける「強いものづくり」を変わらぬ基軸とし、「上等・上質＝プレミアム」に強くこだわった付加価値の高い商品力の徹底追求と高品質・高感度な商品づくりに注力しつつ、「売上高の拡大」を最重要課題として、パートナーショップの新規開発を推進すると共に、既存ショップの売上拡大に向けた諸施策の実施、SNSやWebサイト、LINE等を活用したお客様とのコミュニケーション強化に努めてまいります。加えて、店頭運営力の更なる向上を図ると共に、固定費を中心とした諸経費の削減や生産管理機能の強化に努め、科学（構造式）と感性（創造力）を進化させた「創造と変革」の融合によって継続的、安定的に質の高い事業構造を目指すべく、全力を傾注する所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第 74 期 2020年 4月～ 2021年 3月	第 75 期 2021年 4月～ 2022年 3月	第 76 期 2022年 4月～ 2023年 3月	第 77 期 (当連結会計年度) 2023年 4月～ 2024年 3月
売 上 高(百万円)	8,096	8,050	8,422	8,548
経 常 利 益(百万円)	81	726	1,129	1,060
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△) (百万円)	△129	422	755	533
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△7.17	23.63	45.34	33.02
総 資 産(百万円)	23,966	24,263	24,608	25,604
純 資 産(百万円)	21,006	21,073	21,084	21,905

- (注) 1. 第77期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第75期から適用しており、第75期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 ポ ー ン	10百万円	100.0%	テキスタイルの卸売
株式会社 プ リ マ	10	100.0	スリープウェア製品及びルームウェア製品の企画、製造、販売
株式会社 エ ス 企 画	10	100.0	アパレル用附属品・販促資材の卸売
株式会社 キングアパレルサポート	10	100.0	企画・販売並びに事務業務の代行等

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記4社であり、持分法適用会社はありません。
2. 2023年12月8日開催の取締役会において、株式会社プリマにおける新規事業からの撤退を決定しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル（レディスアパレル、ファッショングッズ等）、テキスタイル（プリント服地、無地先染服地）の卸売販売及び不動産賃貸事業を行っております。アパレル及びテキスタイルの製造については、当社グループの商品企画に基づき協力メーカー（一部商社経由）に生産を依頼し、それを仕入れております。

(8) 主要な事業所等

会 社 名	区 分	名 称	所 在 地
株式会社 キング	当 社	東 京 本 社 大 阪 店 京 都 本 店 (登記上の本店)	東 京 都 品 川 区 大 阪 府 吹 田 市 京 都 府 京 都 市
株式会社 ポーン	子 会 社	本 社 (渋谷店)	東 京 都 渋 谷 区
株式会社 プリマ	子 会 社	本 社 (東京本社)	東 京 都 品 川 区
株式会社 エス企画	子 会 社	本 社 (東京本社)	東 京 都 品 川 区
株式会社 キングアパレルサポート	子 会 社	本 社 (東京本社)	東 京 都 品 川 区

(注) 名称の()内はグループ内における店舗名称であります。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
153名	2名減	48.0才	15.8年

(注) 上記の他に期中平均59名の臨時従業員（店頭販売員等）を雇用しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	280百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	100百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100百万円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 95,572,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 24,771,561株 |
| (3) 株主数 | 2,604名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
キング共栄会	1,137千株	7.13%
一般財団法人 山田育英財団	1,125	7.05
株式会社 中央倉庫	1,014	6.35
LNS MANAGEMENT PTE. LTD	821	5.14
有限会社 ワイ・エンタープライズ	800	5.01
株式会社 三菱UFJ銀行	750	4.70
株式会社 京都銀行	740	4.63
山田幸雄	731	4.58
大同生命保険 株式会社	600	3.76
日本生命保険 相互会社	503	3.16

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式8,804千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長CEO	山 田 幸 雄	
代表取締役社長COO	長 島 希 吉	アパレル事業本部長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	石 井 修 二	管理統轄 兼 京都本店長 兼 エステート事業部長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	四 反 田 孝	企画部門管掌 兼 東京本社店長
取 締 役	澤 田 眞 治 郎	
取 締 役	藤 井 卓 也	CPグループ 正大光明集団有限公司上級顧問 公益財団法人下中記念財団理事長
常 勤 監 査 役	坂 入 吾 一	
監 査 役	苗 村 尚 志	
監 査 役	平 居 新 司 郎	公認会計士 平居公認会計士事務所所長
監 査 役	浅 見 雄 輔	弁護士 あさみ法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役 澤田眞治郎氏、藤井卓也氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 平居新司郎氏、浅見雄輔氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 平居新司郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 浅見雄輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取 締 役	141	123	18	—	6
監 査 役	27	27	—	—	4
合 計 (社外役員)	169 (21)	151 (21)	18 (—)	— (—)	10 (4)

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とし、基本報酬と業績連動報酬である賞与で構成され、2007年6月28日開催の当社定時株主総会において承認された限度額（取締役の報酬額 年額240百万円、監査役の報酬額 年額45百万円）の範囲内で合理的な報酬額を決定することを基本方針としております。

なお、決議時における取締役の員数は7名、監査役の員数は4名であります。

(基本報酬)

当社の役員の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役及び監査役それぞれの担当役割、職位、個人別の目標達成度に対する評価等を総合的に勘案した設計にて決定しております。

(賞与)

業績連動報酬である賞与は、連結営業利益額を重要な評価指標の一つとして位置づけ、当事業年度の連結営業利益額の一定の割合を配分原資として算定し、業績や経営環境を勘案した上で個人の職位・職務に応じた業績への貢献度の評価に基づく業績連動報酬として賞与を決定し、毎年、一定の時期に支給しております。

個別の配分については、各取締役の各役位別基本報酬を基準として算定した配分額を取締役会の一任を得た代表取締役会長CEOの山田幸雄と代表取締役社長COOの長島希吉が協議の上、決定しております。

なお、これらの権限を代表取締役に委任した理由は、代表取締役が当社を取り巻く経営環境を熟知しており、会社全体の業務を俯瞰しつつ、総合的な視点から各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

② 決定方法

当事業年度の取締役の報酬については、中期経営計画及び単年度業績計画の達成状況及び経営内容、経済情勢等を総合的に考慮した上で客観性・透明性を確保しつつ、取締役会において慎重に審議し、決定しております。また、監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役、社外監査役の各氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び「重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	他の法人等の兼任状況
取締役	藤井 卓也	CPグループ 正大光明集団有限公司上級顧問、公益財団法人下中記念財団理事長であり、当社と各法人等との間には取引関係はありません。
監査役	平居 新司郎	平居公認会計士事務所所長であり、当社と平居公認会計士事務所の間には取引関係はありません。
監査役	浅見 雄輔	あさみ法律事務所パートナーであり、当社とあさみ法律事務所の間には取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	澤田 眞治郎	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、主に経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	藤井 卓也	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、主に経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	平居 新司郎	当事業年度に開催された取締役会19回全てに、また、監査役会9回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役	浅見 雄輔	当事業年度に開催された取締役会19回全てに、また、監査役会9回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

当社の会計監査人であるPwC京都監査法人（消滅監査法人）は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人（存続監査法人）と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
22百万円
- ② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
22百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針であります。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針（企業行動憲章）」を定める。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議すると共に、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。さらに、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 組織横断的なリスクについては、「危機管理委員会」を設置すると共に、「危機管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、外部環境、海外商品調達、及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。

ロ) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催する他、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行うものとする。

ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定めるものとする。

ハ) 年度事業計画等経営計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役、監査役、執行役員及び事業部門長により構成された経営会議において、原則として月1回各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

- ニ) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役の任期を1年としている。なお、当社は、経営意思決定・監督機能と業務執行責任の明確化を図ると共に、その機能の強化・迅速性を実現し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入している。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社は同規程に基づき、子会社の経営成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を行う。
- ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「危機管理規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を確保する。
- ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重すると共に、定期的に行われる関係会社会議等を通して互いの連携を密にし、事業活動の円滑化を図り効率化を確保する。
- ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループ全体の取締役及び使用人が法令・定款を遵守するために定める「コンプライアンス基本方針（企業行動憲章）」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図ると共に適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。なお、当該使用人の任命、異動、評価、賃金は、監査役と事前に協議を行い同意を得た上で決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループに損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - ロ) 当社グループの取締役及び使用人が上記 イ) の報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。
 - ハ) 監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うものとする。
 - ニ) 監査役は、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。
 - ホ) 監査役の職務執行について生ずる費用等の支払いに備え、毎年一定額の予算を設けると共に、監査役が当該費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、職務執行上必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。その旨を「コンプライアンス基本方針（企業行動憲章）」に定め、反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用を実施しております。当社グループの「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社グループでは「コンプライアンス基本方針（企業行動憲章）」並びに「キンググループ行動規範」を制定しており、入社時の教育実施、及び全社員を対象とした「コンプライアンスセミナー」を毎年実施し、法令、定款を遵守し、倫理を尊重した行動ができるようにする取組みを継続的に行っております。また、「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの重要な問題を審議すると共に、コンプライアンス体制の維持・向上に努めております。

② 損失危機の管理

損失危機の管理につきましては「危機管理委員会」を年2回定期的に開催し、各担当部門より「危機管理規程」に基づくリスクについて報告・対策を行い、リスクの低減・回避に向けて速やかに適切な対応策を実施すると共に、報告・対策の内容については取締役会へ報告しております。

③ 取締役の職務の執行

取締役会におきましては、定例及び臨時取締役会を開催し、法令及び定款その他社内規程に定められた事項を決議すると共に企業戦略・事業計画等の方向性を決定しております。また、取締役、監査役、執行役員及び事業部門長で構成される経営会議におきましては、経営の基本政策及び経営方針に係わる事項、並びに各部門の重要な業務執行案件についての審議を行い、業務執行に対する具体的な対応策を決定しております。

④ 内部監査

財務報告に係る内部統制の整備・運用状況につきましては、当社内部監査室において会計監査人と連携し、「基本計画書」に基づいたモニタリングを実施し、評価・整備を行い、改善を進めております。内部統制の「基本計画書」の内容については、毎年取締役会の承認を受けると共に、整備・運用評価の進捗状況は担当役員に随時報告しております。

⑤ 監査役の職務の執行

監査役会は監査計画に則り、経営陣に対する業務監査のための情報収集や会計監査のための資料分析を行い、その内容を監査報告として取締役会で意見を述べると共に、経営会議において取締役を含む各事業部門の執行責任者に対し課題を指摘しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、①アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、②ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化したの高品質・高感度な商品開発力、③優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社は、上記方針に基づき、2022年5月9日開催の当社取締役会において、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の導入、変更、継続、廃止及び発動にあたり、株主の意思を法的により明確な形で反映させるべく、2022年6月29日開催の定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」という）の継続を決議いたしました。

なお、2022年6月29日開催の当社定時株主総会において「本プラン」につき、当社株主の皆様のご承認をいただいております。

「本プラン」の概要は以下のとおりであります。

本プランの概要

イ) 本プランの手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示し、買付者等との交渉を行っていくための手続きを定めるものです。

ロ) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て（会社法第277条以降に規定される）の方法により割当てます。

ハ) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経ると共に、株主の皆様へ独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様への意思を確認するよう勧告することがあります。

ニ) 本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

ホ) 対象となる買付等

本プランは下記 (i) または (ii) に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為 (ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という) がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者 (以下「買付者等」という) は、予め本プランに定める手続きに従うこととします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付
- (ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。

したがって、当社取締役会は、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重点課題として認識しており、利益配分につきましては、安定的かつ業績に見合った配当の継続に努めると共に、内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。

安定配当の指標といたしましては、1株当たりの年間基本配当を5円とし、また、業績に見合った配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の概ね40%を一つの指標といたします。

内部留保につきましては、高効率の企業体質を作り上げるためのブランド開発、店舗開発等の事業投資を優先しつつ、株主還元としての自己株式取得も含め、中長期的な視点で投資効率の高い活用を検討してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)	科 目	(ご参考) 前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	12,955	12,975	流動負債	2,037	2,054
現金及び預金	10,669	10,800	支払手形及び買掛金	594	511
受取手形及び売掛金	824	820	有償支給に係る負債	64	41
電子記録債権	－	5	短期借入金	380	380
商 品	1,299	1,178	1年内返済予定の 長期借入金	－	100
原材料及び貯蔵品	26	33	未 払 金	200	303
そ の 他	139	142	未 払 法 人 税 等	334	263
貸倒引当金	△4	△3	未 払 消 費 税 等	90	99
固定資産	11,653	12,628	賞与引当金	175	161
有形固定資産	9,064	8,971	役員賞与引当金	20	18
建物及び構築物	2,361	2,271	そ の 他	178	175
土 地	6,480	6,480	固定負債	1,486	1,645
そ の 他	221	219	長期借入金	100	－
無形固定資産	195	174	繰延税金負債	58	398
投資その他の資産	2,393	3,482	長期未払金	166	166
投資有価証券	1,632	2,746	退職給付に係る負債	159	109
長期貸付金	1	1	資産除去債務	128	127
繰延税金資産	18	7	長期預り保証金	873	842
差入保証金	525	513	負債合計	3,523	3,699
そ の 他	229	230	(純資産の部)		
貸倒引当金	△13	△16	株 主 資 本	20,481	20,564
資産合計	24,608	25,604	資 本 金	2,346	2,346
			資 本 剰 余 金	8,127	8,127
			利 益 剰 余 金	13,212	13,469
			自 己 株 式	△3,204	△3,378
			その他の包括利益累計額	603	1,340
			その他有価証券評価差額金	593	1,295
			退職給付に係る調整累計額	9	45
			純 資 産 合 計	21,084	21,905
			負債及び純資産合計	24,608	25,604

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

	(ご参考) 前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上	8,422	8,548
売上原価	3,718	3,661
売上総利益	4,703	4,887
販売費及び一般管理費	3,629	3,893
営業外収益	1,073	993
受取利息	2	2
受仕入れ配当	40	52
営業外収益	10	8
営業外費用	9	9
支所営業外費用	63	74
支所営業外費用	3	3
支所営業外費用	4	3
特別利益	7	6
特別利益	1,129	1,060
固定資産売却益	0	-
特別利益	0	-
固定資産除却損失	11	11
減損損失	-	64
事業撤退損失	-	37
特別調整前当期純利益	11	113
税金等調整前当期純利益	1,119	947
法人税、住民税及び事業税	386	388
法人税等調整額	△23	25
法人税等調整額	363	413
当期純利益	755	533
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	755	533

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証券 評価差額金	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	2,346	8,127	13,212	△3,204	20,481	593	9	603	21,084
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当			△275		△275			－	△275
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			533		533			－	533
自己株式の取得				△174	△174			－	△174
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					－	701	35	737	737
当 期 変 動 額 合 計	－	－	257	△174	83	701	35	737	820
当 期 末 残 高	2,346	8,127	13,469	△3,378	20,564	1,295	45	1,340	21,905

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社は、株式会社ポーン、株式会社プリマ、株式会社エス企画、株式会社キングアパレルサポートの4社であります。

② 非連結子会社

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金
従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - ハ. 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異の費用処理額
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を翌連結会計年度より費用処理しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① アパレル事業
アパレル事業においては、レディースアパレル・ファッショングッズ等の卸売を行っており、顧客に商品を引き渡す一時点において履行義務が充足される取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。
 - ② テキスタイル事業
テキスタイル事業においては、テキスタイルの卸売を行っており、顧客に商品を引き渡す一時点において履行義務が充足される取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。
 - ③ エステート事業
エステート事業に係る売上高は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき売上高を認識しております。

なお、これら顧客との契約において約束された対価は概ね1ヶ月以内に支払を受けており、顧客との契約に重大な金融要素はなく、対価の金額に変動性はありません。

(5) 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 187百万円

繰延税金負債 578百万円

連結貸借対照表には、同一納税主体間の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しておりません。

② その他の情報

当社グループは、将来の課税所得を合理的に見積もった上で、将来課税所得を減算できる可能性が高いと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の検討については、中期経営計画等を基礎とし、売上高予測をその主要な仮定として将来の課税所得の見積りに基づいて検討しており、過去の実績や現在の状況を踏まえて見積もっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の見積りについては、当社グループは安定的に課税所得が発生しており、将来の著しい経営成績の変化が見込まれないと仮定しておりますが、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,756百万円
 (2) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額 58百万円
 (3) 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

支払手形 14百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都他	店舗、事務所他	建物及び構築物 その他	64

当社グループは、減損会計の適用に当たり、事業セグメント単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングをしており、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものについては共用資産としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、アパレル事業内の新規事業撤退の意思決定を行ったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額すると共に、当該減少額を特別損失「減損損失」として64百万円を計上しております。

尚、回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額は備忘価額として評価しております。

- (2) 事業撤退損

当連結会計年度において、アパレル事業内の関係会社における新規事業の撤退に伴う諸費用を、特別損失「事業撤退損」として37百万円計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	24,771,561	—	—	24,771,561

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月8日 取締役会	普通株式	275	17	2023年3月31日	2023年6月9日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	287	18	2024年3月31日	2024年6月7日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に繊維製品の卸売事業を行うために、必要に応じて運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な剰余資金は、安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後1年以内であります。なお、短期借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業部と法務審査部が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、基準金利に一定の料率を上乗せする金利での借入を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性を連結売上高の2ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、以下の表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 差入保証金	513	509	△3
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	2,711	2,711	—
資 産 計	3,224	3,221	△3
(1) 短期借入金	380	380	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	100	100	—
(3) 長期預り保証金	842	836	△6
負 債 計	1,322	1,316	△6

(注1) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	34

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	820	—	—	—
電子記録債権	5	—	—	—
合 計	825	—	—	—

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	380	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	100	—	—	—
合 計	480	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	2,711	—	—	2,711
資産計	2,711	—	—	2,711

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	509	－	509
資産計	－	509	－	509
短期借入金	－	380	－	380
1年内返済予定の長期借入金	－	100	－	100
長期預り保証金	－	836	－	836
負債計	－	1,316	－	1,316

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

差入保証金

これらの時価は、国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを、合理的と考えられる利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の概要

当社では、東京都及び京都府等において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビル等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

連結貸借対照表計上額(百万円)			連結決算日における時価 (百万円)
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
5,692	△6	5,685	13,710

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加は、賃貸等不動産の取得及び補修等によるもの 84百万円
減少は、賃貸等不動産の減価償却等 91百万円

3. 時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、重要性が乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

(3) 賃貸等不動産に関する損益

賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差 額 (百万円)	その他(売却損益等) (百万円)
967	223	743	—

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	アパレル事業	テキスタイル事業	エステート事業	
一時点で移転される財	6,819	762	－	7,581
一定の期間にわたり移転される財	－	－	－	－
顧客との契約から生じる収益	6,819	762	－	7,581
その他収益	－	－	967	967
外部顧客への売上高	6,819	762	967	8,548

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,371円88銭

1株当たり当期純利益

33円02銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループが不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～50年と見積り、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	128百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13百万円
資産除去債務の履行による減少額	△14百万円
当期末残高	127百万円

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)	科 目	(ご参考) 前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	11,709	11,696	流動負債	1,933	1,816
現金及び預金	9,655	9,788	支払手形及び買掛金	547	476
受取手形及び売掛金	650	635	有償支給に係る負債	59	39
商 品	1,275	1,161	短期借入金	380	380
前 払 費 用	6	7	未 払 金	254	333
未 収 入 金	106	88	未 払 費 用	23	22
そ の 他	18	18	未 払 法 人 税 等	308	235
貸倒引当金	△4	△3	未 払 消 費 税 等	77	77
固定資産	11,731	12,643	賞与引当金	129	109
有形固定資産	9,061	8,969	役員賞与引当金	20	18
建 物	2,352	2,261	そ の 他	133	124
構 築 物	8	9	固定負債	1,410	1,701
機 械 装 置	0	0	繰延税金負債	58	378
車 両 運 搬 具	14	9	長期未払金	166	166
工具、器具及び備品	204	207	退職給付引当金	173	175
土 地	6,480	6,480	資産除去債務	121	121
無形固定資産	186	171	長期預り保証金	889	859
ソフトウェア	96	110	負債合計	3,344	3,517
ソフトウェア仮勘定	－	10	(純資産の部)		
そ の 他	90	50	株 主 資 本	19,502	19,526
投資その他の資産	2,482	3,502	資 本 金	2,346	2,346
投資有価証券	1,632	2,746	資 本 剰 余 金	8,127	8,127
関係会社株式	48	38	資 本 準 備 金	8,127	8,127
関係会社長期貸付金	70	360	利 益 剰 余 金	12,233	12,431
破産更生債権等	9	11	利 益 準 備 金	587	587
差入保証金	516	504	その他利益剰余金	11,646	11,844
そ の 他	220	218	別 途 積 立 金	9,780	10,280
貸倒引当金	△14	△16	繰越利益剰余金	1,866	1,564
関係会社貸倒引当金	－	△360	自 己 株 式	△3,204	△3,378
資 産 合 計	23,440	24,339	評価・換算差額等	593	1,295
			その他有価証券評価差額金	593	1,295
			純 資 産 合 計	20,095	20,821
			負債及び純資産合計	23,440	24,339

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
売上高	7,623	7,647
売上原価	3,233	3,087
売上総利益	4,390	4,560
販売費及び一般管理費	3,411	3,524
営業利益	978	1,035
営業外収益	2	5
受取配当金	146	147
受取の利益	15	19
営業外費用	164	172
支払利息	2	2
支払の費用	3	2
営業外常利	5	5
特別利益	1,137	1,202
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
固定資産除却損	11	11
関係会社貸倒引当金繰入額	-	360
関係会社株式評価損	-	10
特別損失合計	11	381
税引前当期純利益	1,127	821
法人税、住民税及び事業税	337	337
法人税等調整額	△9	10
法人税等合計	327	347
当期純利益	799	474

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,346	8,127	8,127	587	9,780	1,866	12,233	△3,204	19,502
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当			－			△275	△275		△275
当 期 純 利 益			－			474	474		474
別 途 積 立 金 の 積 立			－		500	△500	－		－
自 己 株 式 の 取 得								△174	△174
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			－				－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	500	△301	198	△174	24
当 期 末 残 高	2,346	8,127	8,127	587	10,280	1,564	12,431	△3,378	19,526

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	593	593	20,095
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		－	△275
当 期 純 利 益		－	474
別 途 積 立 金 の 積 立		－	－
自 己 株 式 の 取 得			△174
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	701	701	701
当期変動額合計	701	701	725
当 期 末 残 高	1,295	1,295	20,821

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を翌事業年度より費用処理しております。
なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① アパレル事業
アパレル事業においては、レディスアパレル・ファッショングッズの卸売を行っており、顧客に商品を引き渡す一時点において履行義務が充足される取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。
- ② エステート事業
エステート事業に係る売上高は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき売上高を認識しております。
- なお、これら顧客との契約において約束された対価は概ね1ヶ月以内に支払を受けており、顧客との契約に重大な金融要素はなく、対価の金額に変動性はありません。
- (5) 会計上の見積りに関する注記
（繰延税金資産の回収可能性）
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 199百万円
繰延税金負債 578百万円
貸借対照表には、同一納税主体間の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

② その他の情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積もった上で、将来課税所得を減算できる可能性が高いと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の検討については、中期経営計画等を基礎とし、売上高予測をその主要な仮定として将来の課税所得の見積りに基づいて検討しており、過去の実績や現在の状況を踏まえて見積もっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の見積りについては、当社は安定的に課税所得が発生しており、将来の著しい経営成績の変化が見込まれないと仮定しておりますが、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	0百万円
長期金銭債権	360百万円
短期金銭債務	81百万円
長期金銭債務	16百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,733百万円

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額 58百万円

(4) 保証債務

(保証先)	(保証額)	
(株)キングアパレルサポート	100百万円	金融機関借入保証
計	100百万円	

(5) 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

支払手形 14百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

仕入高	194百万円
販売費及び一般管理費	503百万円
営業取引以外の取引高	103百万円

(2) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は当社子会社である株式会社プリマに係るものであります。

(3) 関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額は当社子会社である株式会社プリマへの貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,551,368	252,900	—	8,804,268

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得252,900株による増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	6百万円
賞与引当金	33百万円
未払事業税	19百万円
未払事業所税	1百万円
退職給付引当金	53百万円
長期未払金	50百万円
投資有価証券評価損	104百万円
電話加入権評価損	8百万円
資産除去債務	37百万円
関係会社貸倒引当金	110百万円
関係会社株式評価損	3百万円
その他	20百万円
繰延税金資産小計	449百万円
評価性引当額	△250百万円
繰延税金資産合計	199百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△6百万円
その他有価証券評価差額金	△571百万円
繰延税金負債合計	△578百万円
繰延税金負債の純額	△378百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱キングアパレルサポート	所有 直接 100%	業務委託	企画・販売等の 事務業務委託	480	未払金	57
子会社	㈱プリマ	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	290	関係会社 長期貸付金	360
				貸付金利息	2	関係会社 貸倒引当金	△360

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- ① 企画・販売等の事務業務委託料については、両者協議の上、当該契約により決定しております。
- ② 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,304円04銭
1株当たり当期純利益	29円35銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～50年と見積り、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	121百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13百万円
資産除去債務の履行による減少額	△14百万円
当期末残高	121百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 キング
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 民子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮脇 亮一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キングの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 キング
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 民子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮脇 亮一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キングの2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社 キング 監査役会

常勤監査役 坂 入 吾 一 ㊟

監 査 役 苗 村 尚 志 ㊟

監 査 役 平 居 新 司 郎 ㊟

監 査 役 浅 見 雄 輔 ㊟

(注) 監査役平居新司郎及び監査役浅見雄輔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者につきましては、当社グループの事業・経営状況を理解し、事業環境の変化に合わせた経営戦略等を立案すると共に、強いリーダーシップを発揮し迅速かつ適切に遂行できる経験と能力を重視して指名しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	山田幸雄 (1947年9月18日)	1974年4月 当社入社 1978年3月 当社取締役総合開発部次長 1981年1月 当社常務取締役管理本部長 1983年10月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長CEO（現任）	731,546株
	【選任理由】 山田幸雄氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の代表取締役社長を務めた豊富な経験と実績、幅広い知見を活かし、2018年からは当社代表取締役会長CEOとして経営全般を統轄しており、引き続き当社の取締役候補者といいたしました。		
2	長島希吉 (1967年10月29日)	1990年4月 当社入社 2012年10月 当社ライセンス事業部長 2013年6月 当社執行役員ライセンス事業部長 兼東日本地区営業統轄 2015年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長 兼東日本地区営業統轄 2016年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長 兼営業統轄 2018年4月 当社取締役常務執行役員事業戦略室長兼営業統轄 2018年6月 当社代表取締役社長COO 兼事業戦略室長 2023年4月 当社代表取締役社長COO 兼アパレル事業本部長（現任）	4,400株
	【選任理由】 長島希吉氏を取締役候補者とした理由は、当社での豊富な経験と実績を活かし、2018年からは当社代表取締役社長COOとして強いリーダーシップにより経営における業務執行を統轄しており、引き続き当社の取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	四反田 孝 (1952年9月29日)	1976年3月 当社入社 2001年7月 当社第一事業部長 2002年6月 当社執行役員第一事業部長 2004年6月 当社取締役第一事業部長 兼東京本社店長代行 2009年4月 当社取締役執行役員ライセンス事業部長兼企画統轄(東京本社担当) 2009年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長兼企画統轄 2011年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長兼ピエッサ事業部長兼企画統轄 兼東京本社店長 2014年6月 当社取締役専務執行役員企画統轄 兼東京本社店長 2017年4月 当社取締役専務執行役員企画統轄 兼東京本社店長兼ピエッサ事業部長 2022年6月 当社取締役専務執行役員企画部門管掌 兼東京本社店長(現任)	10,000株
【選任理由】 四反田孝氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の企画部門を統轄し、豊富な経験と実績、ものづくりに関する深い知見を有しており、引き続き当社の取締役候補者いたしました。			
4	澤田 眞治郎 (1954年9月3日)	1977年4月 三井物産株式会社入社 2004年6月 同社アパレル事業部長 2013年4月 同社執行役員中国総代表 2015年4月 同社常務執行役員中国総代表 2016年6月 エームサービス株式会社常勤監査役 2018年6月 当社社外取締役(現任)	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 澤田眞治郎氏を社外取締役候補者とした理由は、総合商社における企業経営の豊富な経験と実績があり、また、アパレルファッションビジネスに従事してきた専門的知識と見識を有していることから、当社の持続的な企業価値向上を目指すにあたり、当該知見を活かして経営戦略について専門的な観点で貢献していただくこと、及び客観的・中立的立場で当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言・監督いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	ふ じ い た く や 藤井卓也 (1945年7月5日)	1968年4月 日本銀行入行 1995年5月 同行政策委員会室長 1997年5月 同行発券局長 1998年12月 株式会社日本債券信用銀行頭取 2001年4月 米国 マーシュ・アンド・マクレナン社アジア代表 2004年4月 米国 プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン代表CEO 2012年6月 公益財団法人下中記念財団理事長 2018年1月 CPグループ 正大光明集団有限公司上級顧問(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)	— 株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 藤井卓也氏を社外取締役候補者とした理由は、日本銀行において日本経済の持続的な成長に貢献してきた幅広い見識やグローバル企業での豊富な経営経験と国際感覚を有していることから、当社の持続的な企業価値向上を目指すにあたり、当該知見を活かしてコーポレートガバナンスの強化に貢献していただくこと、及び当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言・監督いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役候補者としたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏は社外取締役候補者であります。
3. 澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏は現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって澤田眞治郎氏が6年、藤井卓也氏が3年であります。
4. 当社は澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏との間で、法令の定める額を限度に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載の通りです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主總會参考書類

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・マトリックス

本定時株主総会の決議事項である、取締役選任議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の各取締役・監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

当社は、当社取締役会が備えるべきスキルを、① 企業経営、② 営業・企画・マーケティング、③ 財務・会計・税務、④ IT・デジタル、⑤ 法務・コンプライアンス・リスク管理、⑥ グローバル経験、⑦ 人事労務・ダイバーシティ・環境・社会貢献、と設定しております。

	氏名	役職位	企業経営	営業・企画・マーケティング	財務・会計・税務	IT・デジタル	法務・コンプライアンス・リスク管理	グローバル経験	人事労務・ダイバーシティ・環境・社会貢献
取 締 役	山田 幸雄	代表取締役会長 CEO	○	○	○		○	○	○
	長島 希吉	代表取締役社長 COO	○	○	○	○	○		○
	四反田 孝	取締役 専務執行役員	○	○			○		○
	澤田 眞治郎	社外取締役	○				○	○	○
	藤井 卓也	社外取締役	○			○	○	○	○
監 査 役	坂入 吾一	常勤監査役	○		○	○	○		○
	平居 新司郎	社外監査役	○		○		○		○
	浅見 雄輔	社外監査役	○		○		○		○

(注) 上記一覧表は、各取締役・監査役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第60期定時株主総会において年額2億4000万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額5000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年70,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役に對する譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
苗村尚志 (1953年11月2日)	1977年3月 当社入社 2001年7月 当社財務部長 2010年6月 当社常勤監査役 2023年6月 当社監査役(現任)	11,000株
【選任理由】 苗村尚志氏を補欠の監査役候補者とした理由は、長年にわたり当社財務部門の責任者及び常勤監査役を務めた豊富な知見と経験、高い倫理観を有しており、当社の監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し補欠の監査役候補者といたしました。		

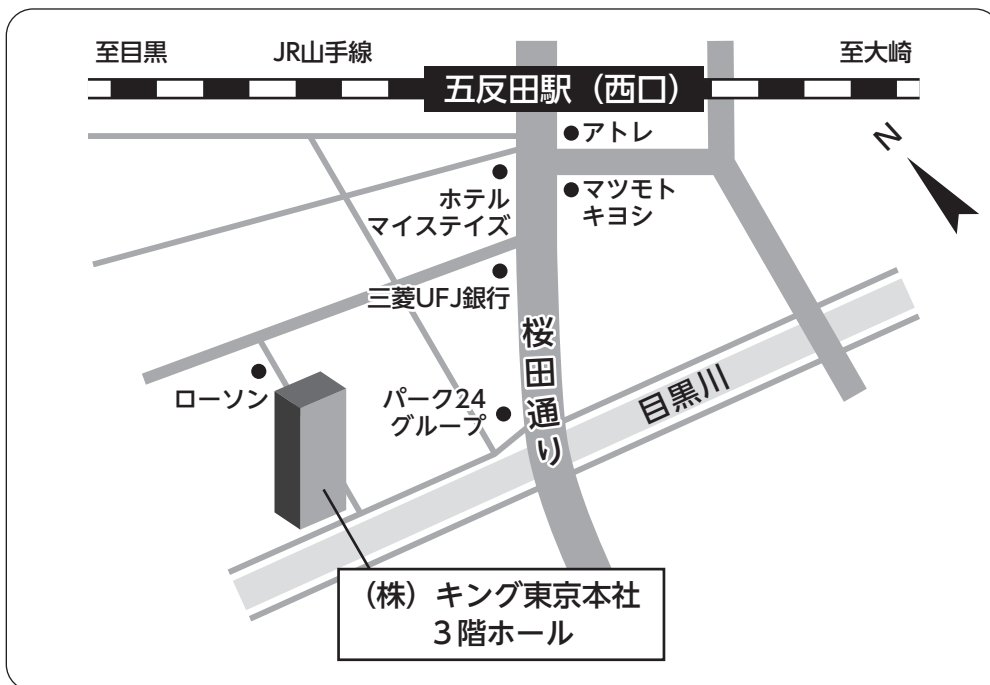
- (注) 1. 苗村尚志氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 苗村尚志氏は、監査役 坂入吾一氏の補欠としての候補者であります。
3. 苗村尚志氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で法令の定める額を限度に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載の通りです。苗村尚志氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 候補者の選任については、その就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区西五反田2丁目14番9号
(株) キング東京本社 3階ホール



交通

J R山手線「五反田」駅下車 西口より徒歩約5分
都営浅草線「五反田」駅下車 A2出口より徒歩約3分
東急池上線「五反田」駅下車 徒歩約6分

※駐車場の用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
※株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。